

桐生・みどり共同事業協議会傍聴要領

(令和5年10月2日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、桐生・みどり共同事業協議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

(傍聴手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始時刻前に会議室の入口で、傍聴人受付簿に必要な事項を記入しなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他両市の市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表さないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音の禁止)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、開催市の市長の許可を得た者は、この限りでない。

(会議非公開時の傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 開催市の市長は、傍聴者がこの要領に反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、両市の市長が定める。

附 則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。